

# 個人情報の保護に関する内規

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この内規は、瓜生山同窓会（以下、本同窓会）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、本同窓会の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この内規において「個人情報」とは、本同窓会に所属する会員、及び特別会員、並びにこれらに準ずる者（未加入の卒業生を含む）に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる性格を有する情報を含む）をいう。

2 この内規において「保有個人情報」とは、構成員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、本同窓会が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録されているものに限る。

3 この内規において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機で検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

4 この内規において「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該個人の保護者、保証人及び法定代理人を含む）をいう。

### (所属長等の責務)

第3条 本同窓会の会長（以下「会長」）は、この内規及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人情報の管理について、これを統括するとともに、第5条に定める個人情報保護管理者を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

### (役員、幹事、支部担当、監査等の責務)

第4条 個人情報を取扱う役員、幹事、支部担当、監査及び Web 担当（以下、個人情報取扱者）は、法令及びこの内規、その他定める諸規則を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

2 個人情報取扱者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、個人情報取扱者がその職を退いた場合にあつても適用する。

### (個人情報保護管理者)

第5条 この規定の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」）を置く。

- 2 管理者は、本同窓会副会長がこれにあたる。
- 3 前項にかかわらず、会長は、特に必要と認める場合には前項に定める管理者以外の者を、管理者に指名することができる。
- 4 管理者はこの規定の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、個人情報取扱者がこれを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱い並びに所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。

## 第2章 個人情報保護委員会

(委員会)

第6条 本同窓会の個人情報の保護にかかわる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」)を置く。

- 2 委員会は、本同窓会役員会をこれにあてる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項。
- (2) 管理者から保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等について付議された事項。
- (3) その他、個人情報の保護に関する重要な事項。

(運営)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

## 第3章 個人情報の取扱い

(保有の制限等)

第9条 個人情報の保有は、本同窓会の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、保有にあたってはその利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り限定しなければならない。

- 2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを保有してはならない。
- 3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第10条 文書、図画及び電磁的記録に記録された個人情報を取得するとき、及び情報主体から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該情報主体の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該情報主体に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 出版、報道等により当該個人情報ですでに公にされているとき。
- (4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき。
- (5) 委員会が、利用目的を明示することにより、本同窓会の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき。

第11条 保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき。
- (2) 情報主体の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 本同窓会の業務又は教育・研究活動の遂行に必要な限度で、保有個人情報を本同窓会の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (5) 委員会が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき。

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうちの必要な事項に限定して利用し、又は提供しなければならない。

4 第2項第5号の場合にあっても、管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報の利用を特定の組織単位に限るものとする。

5 管理者は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録しなければならない。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第12条 管理者は、所管する保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供にかかる個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(正確性の確保)

第13条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

(安全確保の措置)

第14条 管理者は、所管する保有個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本同窓会から個人情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合について準用する。

(委託に伴う取扱い)

第15条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第16条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、外部から要員を受入れる場合について準用する。

## 第4章 個人情報ファイル

(保有等に関する事前通知)

第17条 同窓会の組織単位において個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該組織単位の長は、あらかじめ委員会に対し、次に掲げる事項を届出なければならない。届出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称。
- (2) 当該組織単位の名称及び管理者の職名。
- (3) 個人情報ファイルの利用目的。
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び情報主体の範囲。
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法。
- (6) 個人情報ファイルに記録された個人情報を当該組織単位以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先。
- (7) 第18条第3項の規定に基づき、個人情報ファイルに記録された項目の一部若しくは個人情報の収集方法、又は個人情報の提供先を個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

- (1) 本同窓会の機密その他重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル。
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル。
- (3) 前項の規定による届出にかかる個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該届出にかかるこれらの事項の範囲内のもの。
- (4) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報ファイル。
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものと認めたもの。

3 管理者は、第1項に規定する事項を届出た個人情報ファイルの保有を中止したときは、遅滞なく、委員会にその旨を届出なければならない。

(個人情報ファイル簿)

第18条 管理者は、本同窓会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項

第1号から第6号までに掲げる事項を記載した帳簿としての「個人情報ファイル簿」を作成し、事務局に備え置くものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル。

(2) 前項の規定により備え置かれた「個人情報ファイル簿」掲載の個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該「個人情報ファイル簿」に記載された事項の範囲内のもの。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者は、個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的にかかる事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に報告の上、個人情報ファイルに記録された項目の一部若しくは事項を個人情報ファイル簿に記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第5章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求)

第19条 個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）は、この内規の定めるところにより、本同窓会が保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

ただし、本人の同意があるとき、又は委員会が認めたときは、当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示の請求を妨げない。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）にあたっては、本人であること（当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意にもとづく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示請求にあつては、本人の同意書を含む。）を、当該開示請求にかかる保有個人情報を所管する管理者あてに提出しなければならない。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人情報を開示（当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、開示請求にかかる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。

(3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 委員会が、開示をすることにより本同窓会の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めたとき。

(開示の決定)

第20条 管理者は、所管する保有個人情報の開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求にかかる保有個人情報の開示について決定しなければならない。

2 管理者は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第21条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは印字装置による出力物の閲覧又は写しの交付により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第22条 情報主体は、本同窓会が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、訂正又は追加（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 第20条第2項の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し本同窓会の諸規則、並びに法令の規定において特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求にかかる事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

4 管理者は、前項により所轄する保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第23条 情報主体は、本同窓会が保有する自己に関する保有個人情報が、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、その取扱いの停止を請求することができる。

2 第20条第2項の規定は、保有個人情報の取扱い停止の請求をする場合について準用する。

3 管理者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の取扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取扱いの停止に多額の費用を要する場合その他により取扱いを停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について取扱いを停止したとき、又は取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(提供停止の請求)

第24条 情報主体は、本同窓会が保有する自己に関する保有個人情報が、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

2 第20条第2項の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。

3 管理者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他により第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第25条 情報主体は、本同窓会が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて不服がある場合は、委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てををするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該保有個人情報を所轄する管理者を経て、委員会あてに提出するものとする。

3 委員会は、第1項の申立てがあったときは、速やかに申立て事項について審査する。この場合において、委員会は必要に応じ不服申立人、当該保有個人情報の管理者又は当該保有個人情報を所管する者、その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会は、審査終了後、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

(理由の説明)

第26条 第23条第4項、第24条第4項又は前条第4項の規定により、情報主体から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、当該情報主体に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

## 第6章 雑則

(適用除外)

第27条 本同窓会が保有する保有個人情報のうち、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的にかかるものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが困難であるものは、前章の規定の適用については本同窓会に保有されていないものとみなす。

第28条 本同窓会が保有する個人情報であっても、個人情報ファイル化されず、文書、図画及び電磁的記録に散在的に記録されている個人情報については、その検索の困難性、情報主体に関する情報とそれ以外の情報との境界の不明確性等から、前章の規定の適用については本同窓会に保有されていないものとみなす。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第30条 この内規の改廃は、委員会の議を経て会長がこれを行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年 7月31日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際現に本同窓会が保有している個人情報ファイルについての、この内規第17条第1項の適用に際しては、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この内規の施行後速やかに」と読み替えるものとする。